一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
セーフティステーション活動推進委員会

ＳＳ活動通信　７月号

年間計画												
	4月	未成年者飲酒･喫煙防止	7月	未成年者飲酒･喫煙防止	10月	防犯対策・特殊詐欺防止	1月	未成年者飲酒･喫煙防止
	5月	SS活動の再確認	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
	6月	防犯対策・万引き防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

徹底しましょう！「年齢確認」
お酒・たばこと成人向け雑誌

年齢確認

行動のポイント

未成年者に「この店では買える」と思われないことが重要です！

夏休みは解放感から気持ちも緩みがちになり一層の注意が必要です。
購入者が未成年か２０歳代と思われる場合は、必ず証明書による年齢確認を行い、成人と確認できない場合は毅然と販売をお断りしましょう。（成人向け雑誌は１８歳以上）
相手が引き下がらない場合は１１０番通報も辞さない対応をしましょう。

◆毎年７月は「未成年者喫煙防止強化月間」です。
告知ＰＯＰ等にて年齢確認への協力を呼びかけましょう。

◆未成年者に販売した従業員は、最高５０万円の罰金の対象になる事があります。

◆年齢確認が出来る証明書として、統一ガイドラインを定めています。

＜ＪＦＡ統一ガイドライン（年齢確認が出来る証明書）＞　　※いずれもコピーは不可

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー)※マイナンバー通知カードは不可、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効) 等
※１９９７年（平成9年）生まれで誕生日を迎えた方が２０歳以上です。　（成人向け雑誌は１８歳以上）

【SS Topics】「ＳＳ表彰」事例紹介　― 特殊詐欺を未然防止した事例―

◆高齢の男性のお客様が慣れない様子で高額なＰＯＳＡカードを購入しようとしたため従業員が話を伺うと「身に覚えのない有料サイトの利用料を請求され、ＰＯＳＡカードで支払うよう指示された。」との事であった。
不審に思った従業員は精算を中断し、警察に通報。その後の捜査で詐欺である事が判明し、お客様の被害を未然に防ぐことが出来た。

※酒類販売管理研修3年毎の受講義務化が6月より施行されました

←確認したらサインしましょう

発行：2017年6月

SS広場